

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 NOV (Vol.55)

CONTENTS

| | |
|--|----|
| 海外拠点ニュース 各拠点の紹介：ベトナムトレーニー | 2 |
| 株式会社中国銀行 国際部 ベトナムトレーニー | 2 |
| 新興国ニュース 第55回トルコ・バングラデシュ最新ビジネス情報..... | 4 |
| 株式会社東京コンサルティングファーム..... | 4 |
| 【インドネシアと日本のどちらの国で税金を支払うか？】 <インドネシア> | 7 |
| PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏 | 7 |
| タイ法令の最新情報 | 9 |
| Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) | 9 |
| 2022年度予算案 <マレーシア> | 11 |
| Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) | |
| Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士) | 11 |
| ベトナムの税制 ② <ベトナム> | 13 |
| CaN International (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) | 13 |
| マネージャー 久野 晃士氏 | 13 |
| 都市維持建設税など付加税制度の改定 | 16 |
| 株式会社マイツ国際事業部 中国室室長 米田公認会計士 古谷 純子氏..... | 16 |



| | |
|--|------------------------|
| 株式会社 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 TEL :086-234-6539 | |
| 香港支店 | cbk_hkbr@fr-chugin.jp |
| シンガポール駐在員事務所 | cbk_sgrep@fr-chugin.jp |
| ニューヨーク駐在員事務所 | cbk_ny@fr-chugin.jp |
| 上海駐在員事務所 | cbk_sh@fr-chugin.jp |
| バンコク駐在員事務所 | cbk_bang@fr-chugin.jp |

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース 各拠点の紹介： ベトナムトレーニー

株式会社中国銀行 国際部

ベトナムトレーニー

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーニーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知っていただくために各拠点を紹介します。

今回はベトナムトレーニーをご紹介します。

1. 出向先紹介

中国銀行は現在ベトナム国営銀行であるベトナム投資開発銀行（以下 BIDV : Bank for Investment and Development of Vietnam）の FDI 部ジャパンドesk（ホーチミン市）に2018年より国際部行員を派遣しています。

BIDV ジャパンドeskはホーチミン市3区にあり、タンソンニャット国際空港から8km、車で20分の場所にあります。

出向とはいえ、BIDVの仕事のみを行っているのではなく、ベトナムに進出している、もしくはこれから進出を検討されるお客さまに対し、現地の情報提供や各種専門家紹介、仕入先・販路先開拓支援など、お客さまの問題解決に資する業務等、駐在員事務所と同様の活動も行っております。

また BIDV へ出向している強みも活かして、新規進出先や既進出先のお客さまに対して金融サービスのご案内が必要な際に、BIDVの商品（預金、送金、インターネットバンキング等）をジャパンドeskのベトナム人従業員や BIDV の各支店の行員と連携して提案を行っています。



【写真】 オフィスビル外観

2. トレーニー紹介

【トレーニー 吉澤】

BIDV トレーニーの2代目として、本年2月末の渡航から4週間の隔離措置を経て、3月下旬より着任させていただきました。

コロナ発生当初は「コロナの優等生」として感染拡大を制御出来ていたベトナムでしたが、本年4月末からの感染第4波ではデルタ株を中心とした変異種の強い感染力に、従来行ってきた対応では短期間で制御できず、長期間に渡り経済活動を犠牲にししながら感染防止対策を徹底して行いました。

政府からの厳しい社会隔離指示に違反した場合には罰金刑が科せられるなど、改めて日本との違いを痛感しております。

コロナ対策一つをとっても、日本とは全く違うベトナムであり、今後ご進出や様々なお取引を検討されている方々にとっては未知な世界であることは間違いありません。

私は現地に居る身として、お客さまが検討され

ている事案について、少しでも不安を解消しご判断いただくために、日本とベトナムの違いや現在の状況などの情報提供を行っていきたいと考えております。



【写真】左より：吉澤、コンさん（BIDV ジャパンデスク、ベトナム人スタッフ）

3. お客様へのメッセージ

コロナウィルス発生前は東南アジア諸国で一番注目度の高かった国であったベトナムも、本年のコロナ感染拡大時において「脆弱な医療体制」・「厳しすぎる予防措置」など、ベトナムのカントリーリスクを再認識されました。

アフターコロナにおいて、以前のようにベトナムが注目される国として認識されているかどうかは現段階では判断出来ませんが、ゼロコロナからウィズコロナに移行したベトナムは経済回復に舵を切り、日常生活は以前のような賑わいを取り戻しつつあり、日本では感じる事の出来ない「熱気」や「勢い」を肌で感じております。

現時点では海外からの入国は、隔離措置も残っており、入国許可のハードルも高い状況ですので、「今」のベトナムを感じることは困難な状況です。コロナ禍の状況でベトナムに行員を派遣している強みを活かし、インターネットでも検索できない

生のベトナムの情報交換をさせていただければと考えております。

またお客さまに限らず、中国銀行の行員の皆様もベトナムに興味を持たれている方は、ご自身が知らない世界を感じていただきたいので、いつでもお気軽にお声がけください。

以上

BIDV FDI 部ジャパンデスクホーチミン

7th Floor, BIDV Office Building,
472 Nguyen Thi Minh Khai, 3District,
Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : (+84) 28-3835-1780

FAX : (+84) 28-3830-7445

新興国ニュース

第55回トルコ・バングラデシュ最新 ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はトルコとバングラデシュの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～トルコ～

【トルコの労働組合について】

トルコでは主に①労働組合連合—②各産業別労働組合の2つの団体によって労働組合組織が構成されています。

また、日本には馴染みがないと思われませんが、労働協約締結時に雇用者をサポートする雇用者組合もあります。

①労働組合連合

トルコの労働組合は現在、組合幹部の方針と組合員の信条によって過激派、穏健派、イスラム系、無所属（単一労働組合）の4つの労働組合連合のいずれかに所属しています。

<穏健派労働組合連合>

穏健派労働組合は1900年台初頭フランスのレジャン活動に端を発しています。（ストライキやロックアウトを行わないため雇用者とより穏健に話し合いをする活動）その為ロックアウトやストライキによって会社が深刻なダメージを負わないための配慮をしており、後述する過激派労働組合のような階級闘争のような活動は行っていません。トルコ最大の労働組合連合であるTURK-ISが代表的な例です。但し規模が大きい為、中には政治的活動を活発的に行っている労働組合が加入して

いる例もあり、一概に穏健な団体ばかりではありません。

<過激派労働組合連合>

過激派の労働組合は、政治活動に重きをおく労働組合であり、労働組合幹部と労働組合員の結びつきが強く団体行動を好んで行っています。その為、トルコにおける政治デモやメーデーを通し積極的に反政府運動を行っているのも事実です。

その為一般的に穏健派労働組合とは相反する組織とみなされています。

1967年に設立されたトルコ革命家労働組合連合(DISK)がこの過激派労働組合に属しています。特に1982年のクーデター前に政治活動に大きな影響を与え、トルコにおける労働組合の政治活動禁止の原因となった労働組合連合です。

<イスラム系労働組合連合>

イスラム系の労働組合はトルコの現政権に近く、より宗教的で家族間の絆の強い保守的な団体が多いです。こうした組合は交渉に対して柔軟性があるため最も穏健的に活動する組合と言えます。特にこういった組合は会社の経営者層とも近いことが多く、会社の利益（経営者層の利益）に基づき労働協約を締結する傾向にあります。また、イスラム的活動化が多いため金曜礼拝や宗教祝日でのボーナスなどを労働者に対し与える傾向が強いです。イスラム系の労働組合の代表例としてトルコで2番目に規模の大きいHAK労働組合連合があげられます。HAK-ISはトルコ経団連(TUSIAD)に対する中小工業・起業家連合(MUSIAD)と結びつきが強く、イスラム色の強い労働組合の代表格であり政権に最も近く穏健な労働組合であり、また2016年7月15日に発生したクーデター未遂事件後、政府が毎晩トルコ主要各地で開催していた民主主義ミーティングに対しても最も献身的に参加していたのもHAK-ISの労働者でした。

②産業別労働組合

トルコにおける労働組合は、産業別労働組合がベースとなっています。

これは、一つの産業別労働組合及び全国規模での活動を目的としており、同じ産業別労働組合で働く労働者の結束を強め各産業別労働組合の労働環境を均一に高めるための制度です。

1 つの産業別労働組合に複数の労働組合が結成されることは可能であるが、企業単位で労働組合を結成することはできません。

③雇用主組合

雇用主組合は主に団体交渉を雇用者に代わってサポートするために存在しており、労働者との間に適切な労働協約を結ぶことを目的としています。年間 5,000TL~15,000TL の組合費を支払うことにより加盟することができます。組合費は最低額のみ支払えば企業側で決定することができ、四半期毎に支払いが必要です。

雇用主組合への加盟後、組合に関する法改正や最近の動向などの最新情報を定期的に受け取ることができます。加入に際し、労働組合を所有している必要はないが、滞納租税が無いことが必須条件となっています。

~バングラデシュ~

【バングラデシュの有給休暇と祝日について】

今回はバングラデシュの有給休暇と祝日についてご紹介します。

・有給休暇

バングラデシュでは Casual Leave、Sick Leave、Annual Leave、Festival Holiday の 3 種類の有給休暇があります。

【Casual Leave】

年間で 10 日付与される有給休暇で、主に冠婚葬祭の際に使われます。企業によっては使用範囲の制限の為、用途毎に使用可能日数を決めている場合もあります。

(Bangladesh Labor Act 2006. 115 条)

下記例

- ・家族の結婚式 3 日
- ・友人の結婚式 3 日

【Sick Leave】

年間 14 日付与される有給休暇で、体調不良や通院により勤務することができない際に利用することができます。ただし、会社へ病院等の医療機関からの通院証明書や領収書の提出が必要となります。また、次期への繰越はできません。

(Bangladesh Labor Act 2006. 116 条)

【Annual Leave】

日本で一般的に考えられている有給休暇に当たるものです。有給休暇の日数は、「年間労働日数 18 日あたり 1 日」とされています。有給休暇の対象者については、勤続 1 年以上の労働者とされていますが、勤続 1 年未満の労働者に有給休暇を付与しても問題はありません。

(Bangladesh Labor Act 2006. 117 条)

| | 対象 | 日数 | 繰越の可否 |
|--------------------------------------|--------------|------------------------|-------|
| 臨時休暇 (Casual Leave) 労働法第 115 条 | 全ての労働者 | 10 日 | 不可 |
| 傷病休暇 (Sick Leave) 労働法第 116 条 | 全ての労働者 | 14 日 | 不可 |
| 有給休暇 (Annual Leave) 労働法第 117 条 | 勤続 1 年以上の労働者 | 労働日数 18 日につき 1 日 | 可能 |

・祝日

Bangladeshでは祝日は Festival Holiday と呼ばれています。

【Festival Holiday】

11 日以上付与することになっております。カレンダー上では、11 日以上の祝日(ガバメントホリデイ)がある為、別途追加で休暇を設ける必要はありません。また、Bangladeshでは週休と祝日が重なっている場合でも振替休日は設定する必要はありません。

(Bangladesh Labor Act 2006. 118 条)

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【インドネシアと日本のどちらの国 で税金を支払うか？】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

加藤 豪氏

今回は、インドネシアと日本のどちらの国で税金を支払うかをテーマとし、課税関係の整理を行います。20年や21年はコロナで半年近く駐在員を日本に退避させていたケースも多いと思います。そのため最近は特に日本の税務調査において、「日本人駐在員の支払給与」を指摘されることが非常に多くなっています。

【インドネシアと日本のどちらの国で税金を支払うか？】

インドネシアと日本のどちらで税金を支払うのか、皆様の頭を混乱させている要因は大きく分けると実は2つしかありません。

【頭が混乱する要因】

- ①居住性の判断
- ②国内(外)源泉所得

※これは本当に重要であり、多くの方が居住者だから課税、非居住者だから非課税というふうに理解しているのですがそれは違います。下記をご確認ください。

Q1: 皆さんはインドネシアで働いています。インドネシアで給与をもらい、インドネシアで個人所得税を支払っています。さて、皆さんがインドネシアに個人所得税を支払っている根拠は、「①インドネシアの居住者だからでしょうか?」。それとも、「②インドネシアにて勤務(国内源泉所得に該当)しているからでしょうか?」。

「居住者だから全世界所得課税」や「インドネシア勤務なのでインドネシアの国内源泉所得に該当し課税」や「日本では非居住者に該当するために非課税」や「180日以下だから租税条約により非課税」などと、いろんな所でいろんなことが言われています。これをしっかりと理解するためには体系的に理解することが大切で、そのためにまずは居住性と国内(外)源泉所得の定義づけから始めるべきなのです。

A1: 居住者であれば「全世界所得課税」、非居住者であれば「源泉地国課税」、つまり居住者は海外で発生したすべての所得を含めて課税し、非居住者は該当する国で生じた国内源泉所得(地理的な意味における国内源泉所得)のみ課税されるということが、近年の一般的な国際課税の原則となっています。本来であれば、税金は所得に紐づくものであり居住性に紐づくものではないために、インドネシアの国内源泉所得はインドネシアで、日本の国内源泉所得は日本というふうに「源泉地」によって課税が分かれることが最も理論的です。

ただし、国によって国内源泉所得の定義に違いがあり、各国の国内源泉所得と日本の国内源泉所得でそれぞれ課税した場合には、軽課税国への所得の付替えが可能になったり、また、同一の所得に関して二重課税(又は税金の不納付)が発生してしまったりと、不都合が起きる可能性があります。そのために全世界所得課税という課税形式ができ、二重課税となる部分については租税条約上、外国税額控除によって調整するというルールができたのです。

あくまでも理論的には税金が発生する理由は所得に紐づかなければならないために、この全世界所得課税というものは税金のとりっぱぐれをなくするため、又は、二重課税を排除するための形式的

なものと覚えていただいで結構かと思ひます。

【ポイントまとめ】

全世界所得課税：課税の徴収方法

国内源泉所得：課税の根拠

※日本で受け取っている給与はインドネシアでの勤務に紐づく支給であるために、「全世界所得課税」によりインドネシアにて税金を支払っているのではなく、「インドネシア国内源泉所得」に該当するためにインドネシアにて税金を支払っているのです。

次回以降、よく耳にする「183 日ルール」について、考え方を整理していきたいと思ひます。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

新型コロナウイルスの情勢下における継続的な事業活動の活性化及び人材雇用の確保を目的として、タイ政府は中小企業 (Small and Medium-Sized Enterprises (SMEs)) に対する支援策を 2021 年 10 月 19 日の閣議にて承認しました。尚、2021 年 10 月 20 日時点では、官報には公示されていません。詳細は以下の通りです。

<SMEs に対する支援策のまとめ>

雇用主に 2021 年 11 月から 2022 年 1 月までの 3 か月間、タイ国籍を有する従業員 1 人あたり月額 3,000 バーツの補助金を支給する。

<条件>

1. 民間企業の雇用主は社会保障法第 33 条に則り、継続して社会保険制度に加入していること。
2. 各支店を含めた従業員数が 200 人以下であること。(2021 年 10 月 16 日時点)
3. 雇用主は当支援策の対象期間において従業員の雇用維持が 95%を下回らないこと。
4. 従業員の雇用維持が 95%を下回る月は補助金を受給することができない。
5. 雇用主が雇用者数を増やした場合、2021 年 11 月 16 日時点における総従業員数に対して 5%を超えない範囲で追加の補助金が支給される。
6. 雇用主は、賃金委員会の発表による各県の最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。
7. 雇用主は社会保険局の e-Service (e-payment) システムに登録していること。

<登録方法>

該当する雇用主は下記の Web site に登録することにより、補助金の申請が可能です。

<https://xn--12c1bad8h3bf1c6ebi5bbb9ecc5a0bzsnac0pf1b.doe.go.th/>

登録期間：2021 年 10 月 20 日～11 月 20 日

申請書類：

- ・会社の銀行口座の通帳コピー
- ・委任する場合は、委任者及び委任を受ける者の国民 ID カードのコピー

申請後、5 営業日以内に承認の可否が上記の Web site 上で通知されます。

補助金の受取方法：

- 毎月最終日に補助金が支給されます。
- ・法人事業主の場合：法人名義の銀行口座に振り込まれます。
- ・個人事業主の場合：雇用主名義の銀行口座に振り込まれます。

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

2022 年度予算案 <マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

<ポイント>

- ・欠損金の繰越期間が7年から10年に！
- ・特別再投資控除 (RA) が2年延長され、2024年度までに！
- ・カスタムによる特別自主開示プログラム (S V D P) の導入

<2022 年度予算案>

N子：ついに先週末、コロナ禍の予算案発表がありましたね！

加藤：そうですね。今回は例年通り10月の最終金曜日でした。

N子：加藤さん、明後日、金曜日のセミナー頑張ってくださいね！

加藤：そうですね。御社の副編集長・久保さんにも予算の解説をして頂き、私はもっぱら税金の話をする。無料セミナーなので、是非是非ご参加頂きたいですね。

N子：無料ですからね！

加藤：はい。今週金曜日の10時ですので、皆さんどしどし ask.kato@kato.com.my までご連絡下さい。

N子：ところで、予算はどう思われましたか？

加藤：はい。税金の話をする前に、予算全体についてですが、やはり事前予測通り、バラマキが凄いなという感じでしょうか。内容だけ見れば、かなり左傾化したのかなと心配になりますが、まあコロナ禍なので、どの国も、多かれ少なかれ、こういう事になるんでしょうね。今、借金してでも財政支出しないと、逆

に5年後、10年後に国が死んでしまいますから。。

N子：ホントそうですね。

加藤：はい。歳出は過去最大で、前年(補正後予算)比3.6%増の3,321億リング(約9兆700億円)という事ですね。

N子：はい。

加藤：私がマレーシアに来た1997年頃は、歳出規模がだいたい日本の20分の1くらいだったんですが、最近では10数分の1になり、いよいよ10分の1程度になってきましたね。

N子：マレーシアが大きくなったのか、日本が相対的に小さくなったのか。

加藤：完全に後者ですよ。20年以上成長しなかったから、そうなっても仕方ないですね。愛国者の私としては、日本の国力低下が本当に悔しいです。。

N子：まあまあ。。。

加藤：すみません。。で、中身を見ますと、公共投資を中心とする開発支出を22.5%拡大するなど、しっかり経済対策されてますね。あと、新型コロナウイルス対策の基金には230億リング(前年比41.0%減)を割り当てるそうです。

N子：税金面はどうですか？

加藤：はい。昨年は、例えば個人所得税について、多種多様な控除の新設があったのですが、今年は幾つか延長をした程度で、税控除よりも、もっと直接的に支援金/補助金を出すっていう印象ですね。

N子：なるほど。法人はどうですか？

加藤：はい。いわゆる、増税傾向の話はあまりなくて、基本減税方向の話が多いかなという感じです。結構大きな改正かなと思われる点が幾つか有りまして、具体的には以下の通りです。

▽欠損金(赤字)の繰越期間が7年から10年に

▽特別再投資控除(RA)の適用期間が2年間延び

2024年度まで

- ▽国外源泉所得に対する免税措置の撤廃
- ▽多額な利益を計上した企業に対する1回限りの「超過利潤課税」の導入
- ▽カスタムによる特別自主開示プログラム（SVD P）」の導入

N子：なるほど。詳細は次回、宜しくお願ひ致します。

加藤：了解致しました！

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

ベトナムの税制 ② <ベトナム>

CaN International (マイツグループ中国・アジア
進出支援機構メンバー)

マネージャー 久野 晃士氏

【ベトナムの移転価格税制】

ベトナムでの移転価格税制は、2006年に発行された基本ガイダンス (Circular 117) により初めて規定されました。その後2017年2月24日に、BEPSの枠組みを導入する大幅な変更となる Decree No. 20/2017/ND-CP (「Decree 20」) が施行され、それ以降、多国籍企業を対象に税務当局による税務調査が活発に行われてきました。また政府は2020年11月5日に、それまでの Decree 20 に代わる新たな移転価格に関する規則として Decree No. 132/2020/ND-CP (「Decree 132」) を公布しており、ベトナムに進出する多国籍企業は今後も継続して留意する必要があります。

今回は、ベトナムの移転価格税制について改訂された Decree 132 の内容も含めてご説明します。

1. 対象取引

ベトナム企業が関連者で行う国内及び国内の取引であり、購入、販売、交換、貸付、リース取引、事業の遂行過程における財・サービスの引き渡し又は移転が対象となります。

2. 関連者

関連者の定義は、以下の通りです。

- ①25%以上の直接または間接的な出資関係
- ②最大株主として、10%以上の直接または間接的な出資関係
- ③中長期債務50%以上、かつ資本の25%以上の貸付または債務保証
- ④役員等総数の過半数を派遣、または経営・財務活動に対し決定権を有する役員を派遣する場合
- ⑤人事、財務、経営について意思決定権がある者の親族

⑥親会社とその国内外の恒久的施設

⑦その他、実質的に支配関係がある場合

3. 必要書類

ベトナムの移転価格税制において、企業は毎年の法人税申告時に開示する書類と、取引価格の詳細な分析資料 (移転価格文書) を準備する必要があります。

①申告時に開示する書類

- ・ Form 01 : 関連者間取引の基本情報に関する書類
 - ・ Form 02 : ローカルファイルに関する書類
 - ・ Form 03 : マスターファイルに関する書類
- ※フォーム02及びフォーム03では、企業がローカルファイル及びマスターファイルを作成したことの申告が記載されます。

②移転価格文書

企業はベトナム語で記載された以下の移転価格文書を決算日後90日以内に準備する必要があります。また、税務当局の提出要請を受けた日から、税務調査の場合では10営業日以内、それ以外の場合では30営業日以内に提出をする必要があります。

- ・ マスターファイル :
多国籍企業グループ全体に関する内容 (組織構造、事業概況、財務及び税務の状況等)
- ・ ローカルファイル :
ベトナム法人の関連者取引に関する情報 (取引内容、関連者との関係、移転価格算定方法等)
- ・ 国別報告書 (CbCR) :
グループの所在地別企業情報 (グループ企業の収入金額、法人税額、有形資産額、従業員数、主な事業活動等)

4. 免除要件

以下のいずれかの要件を満たした場合、上述の3. ②の移転価格文書について作成する必要はありません。

- ・売上 500 億 ドン未満かつ関連者間取引総額が 300 億 ドン未満
- ・ベトナム法人が事前確認制度（APA）に基づき合意書を提出し、年次報告を提出している
- ・関連者間取引がベトナム国内の関連者に限定され、かつ納税者と関連者に同率の法人税率が適用され、かつ納税者及び関連者が優遇税制を適用していない
- ・売上が 2,000 億 ドン未満、かつ単純な事業活動のみを行い、無形資産による収益費用が生じない場合で、EBIT（金利支払前税引前利益）が以下の一定割合を上回る場合：
 - a) 販売業 5% b) 製造業 10% c) 加工業 15%以上

また、国別報告書（CbCR）については、Decree 132 により作成義務に関して変更が行われています。以下に主な要件を記載します。

- ・最終親会社がベトナムに所在しており、連結売上高が 18 兆 ドン以上の場合、事業年度末から 12 か月以内に提出する必要があります。
- ・最終親会社がベトナム国外に所在し、当該所在国にて CbCR の提出が求められている場合、自動的情報交換手続によりベトナム税務当局は CbCR を入手することから、ベトナム子会社から CbCR の提出は必要ありません。

なお、Decree 132 の提出要件は比較的複雑であり、判断がベトナムと他国で締結される租税条約の内容に基づく場合や、規定の内容が不明確な場合もあるため、留意する必要があります。

5. ペナルティ

移転価格税制で求められる必要書類を用意していない場合において、それ自体に金銭的な罰則は規定されていません。

但し、当局の要請があったにも関わらず移転価格文書を期限内に提出できず、移転価格税制の違反が

あった場合、以下の処分及び当局による対応が取られる可能性があります。

- ・租税行政法に規定されている行政罰を受ける可能性
- ・関連者との取引金額について、税務当局独自のデータベースによる取引金額として法人税を新たに計算され課税される（推定課税）の可能性

なお、課税される場合、推定課税に加えて通常の税務上の罰則である、過少申告加算税 20%と遅延利息 0.03%（日利）が適用されます。

【Decree 132 その他の主な改訂内容】

上述した以外における、Decree 132 の主な改定内容は以下の通りです。

①比較対象企業・課税所得計算において使用するデータベース

商用データベースの定義が明確化され、比較対象企業や取引の検証、課税所得計算の際に、納税者および税務当局共に、市販の商用データベースを用いることの妥当性が明示されました。

但し、必要書類の資料の不備や提出ができない場合など移転価格税制に準拠していないとみなされる場合は、税務当局の内部データベースを用いて推定課税がなされる可能性があります。

②独立企業間レンジの下限値の引き上げ

納税者は、関連者間取引が独立企業間価格で行われていることを検証するため、自社の利益率が独立企業間レンジの範囲内にあるかを確認します。

その際の独立企業間レンジが、従来の 25 パーセントイル～75 パーセントイルから、35 パーセントイル～75 パーセントイルまでと定義され、下限値が 10%引き上げられました。

これにより、より厳しくなった独立企業間レンジをもとに、関連者間取引が独立企業間価格で実施されているかの確認が必要となります。



CaN International Group

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【東京オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

都市維持建設税など 付加税制度の改定

～2021年9月より都市維持建設税法が施行され、
その他付加税も含めて、課税基礎の明確化共に、
非居住者には源泉徴収されない形に変更済～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

皆さんは都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加と呼ばれる付加税をご存知でしょうか？例えば、中国子会社に役務提供して対価を受領した際、増値税(税率6%)が源泉徴収される以外に、さらに少額の課税(増値税額に対し計10%～12%前後に相当)を疑問に思う方は居られませんか？その正体である付加税は、都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加から構成されⁱ、増値税等ⁱⁱを課税基礎として計算し、例えば増値税額に対して付加税合計で12%が課税されれば、増値税額を含めて役務提供金額に対し6.72%が課税されます。

これらの付加税のうち、都市維持建設税は、都市維持建設税法(以下“主席令第51号”と表記)ⁱⁱⁱが2021年9月1日から施行され、従来の都市維持建設税暫定条例(以下“暫定条例”と表記)^{iv}が廃止されました。また、同法施行のタイミングに合わせ、財政部・税務総局公告2021年第28号^vが公布され、都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加(以下“本付加税”と表記)の課税基礎の算定方法が明確化されました。これにより、非居住者が中国企業に対して役務提供を実施した際、従来、増値税や消費税と共に源泉徴収された本付加税は現在、源泉徴収されないなど、特に海外企業が中国企業(現地法人を含む)に対して役務提供をする際には有利な改定となっています。

したがい、本稿では、主席令第51号及び財政部・税務総局公告2021年第28号について説明します。

1. 主席令第51号

主席令第51号は全11条と決してボリュームは多くありませんが、以下の通り、納税義務者の範囲の変更以外にも、取扱いに関する項目に明確化が加えられました。

| | 暫定条例 | 主席令第51号 |
|-----------------|--|---|
| 納税義務者の変更 | 産品税、増値税、営業税(以下“増値税等” ^{vi})を納付する単位と個人が納付(第2条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>中国国内で増値税、消費税を納付する単位と個人を納税人とする</u>(第1条) ✓ <u>輸入貨物或いは国外単位と個人が中国国内で役務、サービス、無形資産の販売時に納付する増値税、消費税額に対し徴収しない</u>(第3条) |
| 納税額の計算方法の明確化 | — | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>課税基礎は規定に照らし、期末控除留保仕入増値税のうち還付された金額を控除する</u>(第2条)。 <p>FYI: 現行計算式^{vii}： (実際に納付した増値税及び消費税額+<u>当期免除控除税額</u> -<u>期末控除留保仕入増値税のうち還付された金額</u>)×税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 納税額=課税基礎×適用税率(第5条) |
| 納税義務の発生時点(納付時点) | — (増値税等と同時に納付(第3条)) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 納税義務の発生時期は、増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致(第7条) (増値税、消費税と同時に納付(第7条)) |

【主席令第 51 号による、都市維持建設税の主要な取扱い変更点】

ただし、納税義務者の変更以外では実務上の取扱いでは特段の変更はないと考えられます。また適用税率も納税者の所在地により、それぞれ市区 7%、県城や鎮 5%、それ以外 1%と、従来と同じです。

2. 財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号

財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号では本付加税の課税基礎を明確化しており、主要内容は主席令第 51 号を踏襲すると共に、教育費付加、地方教育費付加も同様の取扱いとする旨を追加しました。

- ✓ 実際に納付した増値税、消費税の税額（以下“両税税額”と表記）を課税基礎とする
- ✓ 実際に納付すべき両税税額（輸入貨物或いは国外単位と個人が中国国内で役務、サービス、無形資産の販売により納付する両税税額を含まない）とは、以下の通り：
関連規定により計算された納付すべき両税税額+増値税の免除控除税額-直接減免する両税税額及び期末控除留保仕入増値税のうち還付された増値税税額
- ✓ 直接減免する増値税、消費税の税額とは、直接減税または免税とする両税税額を指す。
すなわち、即時徴収・即時還付の両税税額を含まない
- ✓ 教育費付加、地方教育費付加の課税基礎は都市維持建設税と一致する

3. まとめ

したが、本改定により規定の明確化が図られたものの、中国国内取引においては実務的な影響は特段無いものと考えます。

一方、日本本社が中国企業（現地法人）に役務提供等を実施している場合、上述の通り、源泉徴収金額は減少しているはずですので、入金金額と共に証憑によりご確認されることをおすすめし

ます。

FYI：本付加税の表示箇所の例

本年 9 月 1 日以降、日本本社など海外企業向けの支払いでは、税額がゼロとなっています。

| 納税人住所 | | 税務管理科 | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|------------|-----|----------|-----|--------------------------|--------|----------|------|-----------|----|
| 納税人名称 | | 營業期 | | | | | 稅款所属期 | | | | |
| 税目 | 子目 | 应纳税金 | 營業額 | 營業額 | 營業額 | 稅率 | 本期稅款計額 | | | 稅款備用 | |
| | | | | | | | 应纳税額 | 免稅額 | 已繳稅額 | 前期 | 本期 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 0301 | | | | | | 2% | 0.00 | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |
| 文化事業費 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |
| 營業稅 | | | | | | | | | | | |
| 附加稅 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |
| 教育費附加 | | 0.00 | | | | 3% | 0.00 | | | | |
| 地方教育費附加 | | 0.00 | | | | 2% | 0.00 | | | | |
| 合計 | | | | | | | 0.00 | | | | |
| 納税人住所、由納税人填写以下表格 | | | | | | 加委代理各代理机构名称、由各代理机构填写以下表格 | | | | | |
| 会计主管 (签章) | | 法人 (签章) | | 加委代理机构名称 | | 加委代理机构地址 | | 加委代理机构电话 | | 加委代理机构联系人 | |
| 中册 声明 (法定代表人签字或盖章)(公章) | | 代理人(签章) | | 联系电话 | | 以下由税务机关填写 | | 征收日期 | | 纳税人 | |

- ⁱ 地域により、例えば河道維持管理費など、更に別費目の付加税も課税される
- ⁱⁱ 付加税は増値税だけでなく中国消費税（日本の奢侈税に相当）にも課税される
- ⁱⁱⁱ 主席令第 51 号の原文は以下 URL を参照
URL :
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/9591538ccd764bb787e01e729fe0cbbb.shtml>
また、都市維持建設税の解説は上海通信 2020 年 11 月号を併せて参照。
上海通信を含むマイツニュースレターは以下 URL を参照
URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/>
- ^{iv} 暫定条例の原文は以下 URL を参照
URL:<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c1409/content.html>
- ^v 財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号は以下 URL を参照
URL:<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168440/content.html>
- ^{vi} 既に増値税改革等により、主席令第 51 号の公布前から実務的には増値税・消費税の税額に対して課税されている
- ^{vii} 現行計算式の法的根拠についても、上海通信 2020 年 11 月号を参照

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。